

独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令の一部を改正する政令 参照条文 目次

【本則関係】

独立行政法人通則法（平成十一法律第百三十三号）（抄）……………1  
独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成十二年政令第三百十六号）（抄）……………2

【附則第三条関係】

日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）（抄）……………3  
日本私立学校振興・共済事業団法施行令（平成九年政令第三百五十四号）（抄）……………4

【附則第五条関係】

独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）（抄）……………4  
独立行政法人福祉医療機構法施行令（平成十五年政令第三百九十三号）（抄）……………5

【附則第六条関係】

独立行政法人国際交流基金法（平成十四年法律第百三十七号）（抄）……………6  
独立行政法人国際交流基金法施行令（平成十五年政令第四百十一号）（抄）……………7

【附則第七条関係】

総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）（抄）……………7  
総合法律支援法施行令（平成十八年政令第二十四号）（抄）……………9

【附則第九条関係】

証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十九年政令第三百六十九号）（抄）……………10

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）（抄）

（財産的基礎）

第八条（略）

2（略）

3 独立行政法人は、業務の見直し、社会経済情勢の変化その他の事由により、その保有する重要な財産であつて主務省令（当該独立行政法人を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令をいう。以下同じ。）で定めるものが将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなつたと認められる場合には、第四十六条の二又は第四十六条の三の規定により、当該財産（以下「不要財産」という。）を処分しなければならない。

（中期計画）

第三十条 独立行政法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、主務省令で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一（略）

四の二 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

五（略）

3（略）

（利益及び損失の処理）

第四十四条 独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第三項の規定により同項の用途に充てる場合は、この限りでない。

2（略）

3 独立行政法人は、第一項に規定する残余があるときは、主務大臣の承認を受けて、その残余の額の全部又は一部を第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの。以下単に「中期計画」という。）の同条第二項第六号の剰余金の用途に充てることができる。

4・5（略）

(不要財産に係る国庫納付等)

第四十六条の二 独立行政法人は、不要財産であつて、政府からの出資又は支出(金銭の出資に該当するものを除く。)に係るもの(以下この条において「政府出資等に係る不要財産」という。)については、遅滞なく、主務大臣の認可を受けて、これを国庫に納付するものとする。ただし、中期計画において第三十条第二項第四号の二の計画を定め た場合であつて、その計画に従つて当該政府出資等に係る不要財産を国庫に納付するときは、主務大臣の認可を受け ることを要しない。

2 独立行政法人は、前項の規定による政府出資等に係る不要財産(金銭を除く。以下この項及び次項において同じ。)の国庫への納付に代えて、主務大臣の認可を受けて、政府出資等に係る不要財産を譲渡し、これにより生じた収入の額(当該財産の帳簿価額を超える額(次項において「簿価超過額」という。))がある場合には、その額を除く。)の範囲内で主務大臣が定める基準により算定した金額を国庫に納付することができる。ただし、中期計画において第三十条第二項第四号の二の計画を定めた場合であつて、その計画に従つて当該金額を国庫に納付するときは、主務大臣の認可を受けることを要しない。

3 独立行政法人は、前項の場合において、政府出資等に係る不要財産の譲渡により生じた簿価超過額があるときは、遅滞なく、これを国庫に納付するものとする。ただし、その全部又は一部の金額について国庫に納付しないことについて主務大臣の認可を受けた場合における当該認可を受けた金額については、この限りでない。

4 独立行政法人が第一項又は第二項の規定による国庫への納付をした場合において、当該納付に係る政府出資等に係る不要財産が政府からの出資に係るものであるときは、当該独立行政法人の資本金のうち当該納付に係る政府出資等に係る不要財産に係る部分として主務大臣が定める金額については、当該独立行政法人に対する政府からの出資はなかつたものとし、当該独立行政法人は、その額により資本金を減少するものとする。

5 主務大臣は、第一項、第二項又は第三項ただし書の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会 の意見を聴かなければならない。

6 前各項に定めるもののほか、政府出資等に係る不要財産の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令(平成十二年政令第三百十六号)(抄)

(会計監査人の監査を要しない独立行政法人の範囲)

第二条 通則法第三十九条に規定する政令で定める基準に達しない独立行政法人は、次の各号のいずれにも該当する独立行政法人(通則法第一条第一項に規定する個別法により長期借入金又は債券発行をすることができる独立行政法人を除く。)とする。

一 通則法第三十九条に規定する財務諸表、事業報告書(会計に関する部分に限る。)及び決算報告書に係る事業年

度の開始の日における資本金の額が百億円に達しないこと。

二 通則法第三十八条第一項の規定により主務大臣の承認を受けた最終の貸借対照表（以下この号において「最終の貸借対照表」という。）の負債の部に計上した金額の合計額（新たに設立された独立行政法人であつて最終の貸借対照表がないものにあつては、当該独立行政法人の負債の金額に相当する金額として主務大臣の定める方法により算定した額）が二百億円に達しないこと。

日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）（抄）

（中期目標、中期計画、年度計画及び評価等）

第二十六条 事業団の助成業務については、独立行政法人通則法第二十九条、第三十条（第二項第六号を除く。）、第三十一条第一項及び第三十二条から第三十五条までの規定を準用する。この場合において、同法第二十九条、第三十条第一項、第三項及び第四項、第三十一条第一項、第三十三条並びに第三十五条中「主務大臣」とあるのは、「文部科学大臣」と、同法第二十九条第一項、第三十条第一項及び第五項、第三十一条第一項、第三十二条第一項、第三十三条、第三十四条第一項並びに第三十五条第一項及び第三項中「独立行政法人」とあり、並びに同法第二十九条第一項、第三十二条第三項並びに第三十五条第一項及び第三項中「当該独立行政法人」とあるのは、「日本私立学校振興・共済事業団」と、同法第二十九条第三項、第三十条第三項、第三十二条第一項、第三項及び第四項、第三十四条第一項並びに第三十五条第二項中「評価委員会」とあり、並びに同法第三十二条第五項中「当該評価委員会」とあるのは、「文部科学省の独立行政法人評価委員会」と、同法第三十条第一項及び第二項第七号、第三十一条第一項、第三十二条第一項、第三十三条並びに第三十四条第一項中「主務省令」とあるのは、「文部科学省令」と、同法第三十条第二項第四号の二中「不要財産又は」とあるのは、「不要財産（日本私立学校振興・共済事業団法第三十八条の二において準用する第八条第三項に規定する不要財産をいう。以下この号において同じ。）又は」と読み替えるものとする。

（不要財産に係る国庫納付等）

第三十八条の二 独立行政法人通則法第八条第三項及び第四十六条の二の規定は、事業団について準用する。この場合において、同項中「重要な財産」とあるのは、「重要な財産（日本私立学校振興・共済事業団法第三十三条第一項第一号の経理に係る勘定に属するものに限る。）」と、「主務省令（当該独立行政法人を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令をいう。以下同じ。）」とあるのは、「文部科学省令」と、「業務を」とあるのは、「同法第二十五条第一項に規定する助成業務を」と、「第四十六条の二又は第四十六条の三」とあるのは、「第四十六条の二」と、同条第一項から第五項までの規定中「主務大臣」とあるのは、「文部科学大臣」と、同条第一項ただし書及び第二項ただし書中「中期計画」とあるのは、「日本私立学校振興・共済事業団法第二十六条において準用する第三十条第一項に規定する中期

計画」と、「第三十条第二項第四号の二」とあるのは「同条第二項第四号の二」と、同条第五項中「評価委員会」とあるのは「文部科学省の独立行政法人評価委員会」と読み替えるものとする。

日本私立学校振興・共済事業団法施行令（平成九年政令第三百五十四号）（抄）

（私学振興債券の発行の認可）

第十五条 事業団は、法第三十七条第四項の規定により私学振興債券の発行の認可を受けようとするときは、私学振興債券の募集の日の二十日前までに次に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

- 一 私学振興債券の発行を必要とする理由
  - 二 第八条第三項第一号から第八号までに掲げる事項
  - 三 私学振興債券の募集の方法
  - 四 私学振興債券の発行に要する費用の概算額
  - 五 第二号に掲げるもののほか、債券に記載しようとする事項
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 作成しようとする私学振興債券申込証
  - 二 私学振興債券の発行により調達する資金の用途を記載した書面
  - 三 私学振興債券の引受けの見込みを記載した書面

独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）（抄）

（区分経理）

第十五条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

- 一 第十二条第一項第一号から第八号まで及び第十一号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務
- 二 第十二条第一項第九号に掲げる業務及びこれに附帯する業務
- 三 第十二条第一項第十号に掲げる業務及びこれに附帯する業務
- 四 第十二条第一項第十二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務
- 五 第十二条第一項第十三号に掲げる業務及びこれに附帯する業務

（積立金の処分）

第十六条 機構は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間

「という。）」最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち厚生労働大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十二条第一項に規定する業務の財源に充てることができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

3 機構は、前条第一号に掲げる業務に係る勘定、同条第四号に掲げる業務に係る勘定及び同条第五号に掲げる業務に係る勘定において、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しななければならない。

4 機構は、前条第二号に掲げる業務に係る勘定及び同条第三号に掲げる業務に係る勘定において、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額のうち厚生労働省令で定めるところにより算定した額を国庫に納付しななければならない。

5 前各項に定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

独立行政法人福祉医療機構法施行令（平成十五年政令第三百九十三号）（抄）

（積立金の処分に係る承認の手續の特例）

第八条 独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）は、法第十五条第二号に掲げる業務に係る勘定において、法第十六条第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余がある場合において、その額に相当する金額の全部又は一部を同条第二項の規定により同条第一項に規定する当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における同項に規定する積立金として整理しようとするときは、同条第二項の規定による承認を受けようとする金額を記載した承認申請書を厚生労働大臣に提出し、当該次の中期目標の期間の最初の事業年度の六月三十日までに、当該規定による承認を受けなければならない。

2 前項の承認申請書には、期間最後の事業年度（独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成十二年政令第三百十六号）第五条第一項に規定する期間最後の事業年度をいう。以下同じ。）の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない。

（機構債券申込証）

第十一条（略）

- 2 (略)
- 3 機構債券申込証は、機構が作成し、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。
  - 一 十一 (略)
- 4 (略)

(債券の発行)

- 第十五条 (略)
- 2 各債券には、第十一条第三項第一号から第六号まで、第九号及び第十一号に掲げる事項(貸付債権担保機構債券にあつては、これらの事項及び同条第四項第一号に掲げる事項)並びに番号を記載し、機構の理事長がこれに記名押印しなければならない。

(機構債券原簿)

- 第十六条 (略)
- 2 機構債券原簿には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
  - 一・二 (略)
  - 三 第十一条第三項第一号から第六号まで、第八号及び第十一号に掲げる事項(貸付債権担保機構債券にあつては、これらの事項及び同条第四項各号に掲げる事項)
  - 四 (略)

(機構債券の発行の認可)

第十八条 機構は、法第十七条第一項の規定により機構債券の発行の認可を受けようとするときは、機構債券の募集の日の前までに次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 (略)
- 二 第十一条第三項第一号から第八号までに掲げる事項
- 三 五 (略)
- 2 (略)

独立行政法人国際交流基金法(平成十四年法律第三百三十七号)(抄)

(運用資金)

第十五条 基金は、業務の運営に必要な財源をその運用によって得るために運用資金を設け、附則第三条第六項後段の規定により外務大臣が示した金額及び第五条第二項の規定により政府が出資した金額並びに運用資金に充てることを条件として政府以外の者から出えんされた金額の合計額に相当する金額をもってこれに充てるものとする。

2 前項の運用資金（以下「運用資金」という。）は、政令で定める場合を除くほか、取り崩してはならない。

独立行政法人国際交流基金法施行令（平成十五年政令第四百十一号）（抄）

（運用資金の取崩し）

第二条 法第十五条第二項の政令で定める場合は、基金が直接その業務の用に供する固定資産の取得又は当該固定資産の賃借に必要な敷金の支払に要する経費に充てるため、基金の業務の運営に支障を生じない範囲内で運用資金を取り崩す場合であつて、外務大臣の承認を受けた場合とする。

2 （略）

総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）（抄）

（中期計画）

第四十一条 （略）

2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 五 （略）

六 不要財産（準用通則法第八条第三項に規定する不要財産をいう。以下この号において同じ。）又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

七 九 （略）

3 6 （略）

（利益及び損失の処理）

第四十五条 支援センターは、第四十三条に掲げるそれぞれの勘定において、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならぬ。ただし、同条第二号に掲げる業務に係る勘定において、第三項の規定により同項の用途に充てる場合は、この限りでない。

2 （略）



3 支援センターは、第四十三条第二号に掲げる業務に係る勘定において、第一項に規定する残余があるときは、法務大臣の承認を受けて、その残余の額の一部又は全部を第四十一条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの。以下単に「中期計画」という。）の同条第二項第七号の剰余金の使途に充てることができる。

4 （略）

（独立行政法人通則法の規定の準用）

第四十八条 独立行政法人通則法第三条、第八条第一項及び第三項、第九条、第十一条、第十六条、第十七条、第二十条、第二十四条から第二十六条まで、第三十一条から第三十四条まで、第三十六条、第三十七条、第三十九条から第四十三条まで、第四十六条から第五十条まで、第五十二条、第五十三条、第六十一条並びに第六十三条から第六十六条までの規定は、支援センターについて準用する。この場合において、これらの規定中「主務大臣」とあるのは、「法務大臣」と、「主務省令（当該独立行政法人を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令をいう。以下同じ。）」とあり、及び「主務省令」とあるのは、「法務省令」と、「評価委員会」とあり、及び「当該評価委員会」とあるのは、「日本司法支援センター評価委員会」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替えられる独立行政法人通則法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
（略）	（略）	（略）
第四十二条	（略）	（略）
第四十六条の二第一項ただし書	中期計画	総合法律支援法第四十五条第三項に規定する中期計画（以下単に「中期計画」という。）
	第三十条第二項第四号の二	同法第四十一条第二項第六号
第四十六条の二第二項ただし書	第三十条第二項第四号の二	総合法律支援法第四十一条第二項第六号

第四十六条の三第一項	政府以外の者	地方公共団体
第四十六条の三第一項 ただし書	民間等出資に係る不要財産	政府以外出資に係る不要財産
第四十六条の三第三項 及び第五項	民間等出資に係る不要財産	政府以外出資に係る不要財産
第四十八条第一項ただし書	第三十条第二項第五号	総合法律支援法第四十一条第二項第七号
第五十条	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

総合法律支援法施行令（平成十八年政令第二十四号）（抄）

目次

- 第一章 評価委員（第一条）
  - 第二章 日本司法支援センター評価委員会（第二条 第十条）
  - 第三章 積立金及び納付金（第十一条 第十七条）
  - 第四章 雑則（第十八条）
- 附則

- （他の法律の準用等）
- 第十八条（略）

- 2 次に掲げる法律の規定については、支援センターを独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）とみなして、これらの規定を準用する。
- 一、九（略）
- 3（略）

証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十九年政令第三百六十九号）（抄）

（独立行政法人福祉医療機構法施行令の一部改正）

第四十七条 独立行政法人福祉医療機構法施行令（平成十五年政令第三百九十三号）の一部を次のように改正する。

第十一条第三項第十二号を削る。

第十五条第一項ただし書中「、又は機構債券の応募若しくは引受けをしようとする者が、応募若しくは引受けに際し、機構債券につき社債等登録法に規定する登録の請求をしたとき」を削り、同条第二項中「、第十一号及び第十二号」を「及び第十一号」に改める。

第十六条第二項第三号中「、第十一号及び第十二号」を「及び第十一号」に改める。

第十八条第一項第二号中「及び第十二号」を削る。

## 附 則

（独立行政法人福祉医療機構法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第三十五条 証券市場整備法附則第三条の規定によりなお効力を有することとされる旧社債等登録法の規定が準用される独立行政法人福祉医療機構債券に係る機構債券原簿については、第四十七条の規定による改正後の独立行政法人福祉医療機構法施行令第十六条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。